都市計画下水道事業の事業計画の変更の認可

道路の区域変更 ......

土砂災害警戒区域等の指定 ......(砂

......(下水道室)

広島県地域総合整備資金貸付要網の一部を改正する告示

(地域づくり推進室)

過疎地域」」を加える。

選定された「特定地域経済活性化対策推進地域」」を、「「過疎地域」」の下に「又は「みなし 対策実施要綱 (平成十八年三月二十三日付け総行自第六十三号総務事務次官通知) に基づき に改め、同条第五項中 「「地域経済活性化対策推進地域」」の下に「又は特定地域経済活性化

(道路河川管理室) .......

防 室)

: : : .....六

月一日から平成十九年三月三十一日まで」に改め、

附則第二項中「平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成十八年四

同項の表第五条第一項の項を削り、

同表

第十三条第五号中「破産」を「破産手続開始」に改める。

振興対策実施地域」」に改め、「二四億円」、「二五億円」、「三六億円」及び「三七億円」 第五条第四項の項中「過疎地域」を「「過疎地域」」に、「離島振興対策実施地域」を「「離島

同表第五条第五項の項中「二四億円」、「二五億円」、「三六億円」及び「三七億円」を削

示

目

次

特定非営利活動法人の定款変更認証申請......

(東広島地域事務所)

·....七

శ్ఠ ıŹ

. 七

(文化· 県民協働室) .....七

土地改良区の役員の退任 ..... 土地改良区の役員の就任及び退任

公安委員会告示

広島県告示第六百六十二号

平成十八年六月二十六日

広島県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。



期

号

島

発行者 広

47

県 広島県総務部 総務管理局文書法制室 2,700円

第五条第四項中「過疎地域自立促進特別措置法 (平成十二年法律第十五号) 第二条第一項

広島県地域総合整備資金貸付要綱 (平成元年広島県告示第六百九十一号) の一部を次のよ

広島県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示

購読料 月 額

及び同条第二項の規定により過疎地域とみなされる区域

(以下「みなし過疎地域」という。)」

定

第

うに改正する。 区域のうち市町村の廃置分合又は境界変更があった日の前日において過疎地域であった区域 第一項に規定する「過疎地域」、同法第三十三条第一項の規定により過疎地域とみなされる に規定する過疎地域」を「過疎地域自立促進特別措置法 (平成十二年法律第十五号) 第二条

発行所

附

公布の日から施行し、この告示による改正後の広島県地域総合整備資金貸付

要綱の規定は、 この告示は、 平成十八年四月一日から適用する。

広島県告示第六百六十三号

... 九 九 八

技能検定員審査 (大型・大特・牽引) の実施

技能検定員審査 (普自二) の実施

公安委員会公告

遊技機の型式の検定の告示 ......ハ

のとおり変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定によって、 道路の区域を次

局において、平成十八年七月十日までの間、 その関係図面は、 広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県備北地域事務所建設 縦覧に供する

平成十八年六月二十六日

広島県知事 藤 田

雄

道路の種類 県道

道路の区域

路

線

名

下門田泉吉田線

田 雄 Ш

広島県知事

藤

Щ

を削

広島県告示第六百六十四号

十七号。以下「法」という。) 第六条第一項及び第八条第一項の規定によって、土砂災害警 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成十二年法律第五

戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成十八年六月二十六日

広島県知事 藤 田 雄

Ш

三次市君田町櫃田字黒口七〇番一地先まで三次市君田町櫃田字塩音原二六八番三地先から 三次市君田町櫃田字塩音原二二次市君田町櫃田字黒口六二 三次市君田町櫃田字黒口六二番一地先まで三次市君田町櫃田字中沓ケ原一四七番一地先から 三次市君田町櫃田字中沓ケ原一四七番一地先まで三次市君田町櫃田字黒口五九番五地先から |次市君田町櫃田字黒口七九番||次市君田町櫃田字黒口七〇番  $\overline{\times}$ |六八番三地先まで|番一地先から 一地先まで 間 別新旧 旧 旧 新 新 新 旧 新 旧 新 旧 四一四三 九一·· 六二〇〇 六二〇〇 to:00-六· 七四・三〇 九三 〇四 五・三〇~一二五一・〇〇 五二四〇~ 敷地の幅員 -t メートル 五 六 . 四六五 七・〇〇 四七五・〇〇 四九五・〇〇 六五八・〇〇 六五二・〇〇 六六九・〇〇 延 五二・〇〇 九・〇〇 九・00 툱 拡幅 ダブルウェイ 拡幅 拡幅 備 考

地区 (一八五八)	九)地区	地区 (○八一八)	五)地区	二)地区 (六〇七	地区 (一八五五)	一)地区	地区 中江A (一八五三)	地区 (一〇〇八)	地区 (一四三〇二)	中西(二四三〇一-	中西 (一四三〇一)	東大西 (一八五一 -	地区 (一八五一)	大西 (一八五〇)	区 域 の 名 称	土砂災害
の急 崩傾 壊斜 地	の急 崩傾 壊斜 地	の急 崩線地	の急 崩傾 壊 地	の急 崩線地	の急 崩線 地	の急 崩線 地	の急 崩傾 壊斜 地	の急 崩傾 壊斜 地	の急 崩傾 壊斜 地	の急 崩線 地	の急 崩傾 壊斜 地	の急 崩線 地	の急 崩傾 壊地	の急 崩傾 壊斜 地	の自因の土 種然と発砂 類現な生災 象る原害	警戒
と次 の の の	と おり の	と お り の	と おの の の	と次の図 の	と おの の の	と おの の の	とおり の の	と おの 図 の	と おの り の	と次の 切の の	と次の りの	と次の りの	と おの の の	と おの 図 の	表区 域 示の	域
地区 南町B (一八五八)	九)地区	地区 (〇八一八)	五)地区	一)地区(六〇七	地区 (一八五五)	一)地区中江A(二八五三-	地区 中江A (一八五三)	地区 (一〇〇八)	地区 (一四三〇二)	中西 (一四三〇一-	地区 (一四三〇一)	一)地区	地区 (一八五一)	地区 (一八五〇)	区 域 の 名 称	土砂災
の急 崩傾 壊斜 地	の 崩 傾 熱 地	の 崩壊地	の制 壊地	の崩壊地	の 崩壊地	の 崩線地	の 崩傾 壊 地	の 崩傾 壊 地	の 崩傾 壊地	の制 壊地	の 崩傾 壊地	の 崩壊地	の 崩 傾 熱 地	の 崩傾 壊地	の自因の土 種別な生災 類象る原害	害特
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	事項 行令(平成十三年政 所、 一四成十三年政 等二項に関する法律施 等二項に関する法律施 で定め令 で定める	別警戒区域

地区 (〇五六一)	地区 港町A (一八六九)	地区 (一八六八)	五-二)地区東西連A(一八六	五-一)地区東西連A(一八六	五)地区東西連A(一八六	二)地区	一)地区	地区 (一八六三)	一)地区	地区 (一八六二)	二)地区	一)地区 桜町 (一八五九 -	地区 (一八五九)	四)地区 南町B(二八五八-	三)地区南町B(二八五八-	二)地区南町B(二八五八-	一) 地区 南町B (一八五八 -
の急 崩傾 壊斜 地	の急 崩線地	の急 崩線地	の制 壊地	の急 崩線地	の急 崩線地	の急 崩線地	の急 崩線地	の急 崩線地	の急 崩傾 地	の急 崩線地	の制 壊地	の急 崩傾 地	の急 崩線地	の急 崩線地	の急 崩倒 壊地	の急 崩線地	の急 崩傾 壊斜 地
と次 おの り図 の	と次 り図 の	と おの の の	と お 切 の の	と次の りの	とおり の の	と おの の	とおり の の	とおり の	とおり の の	と おの の の	と おの の	とおり の の	とおり の	と お り の	と お 切 の	と おの の の	と次 お図 の
地区 (〇五六一)	地区 (一八六九)	地区 (一八六八)	五-二)地区東西連A (一八六	五-一)地区東西連A(一八六	五)地区東西連A(一八六		一)地区 下西連 (一八六三 -	地区 (一八六三)	一)地区	地区 大和 (一八六二)		一)地区 桜町 (一八五九 -	地区 (一八五九)	四)地区四)地区	三)地区三)九五八-	二)地区 一八五八 -	一)地区 一八五八 -
の急 崩傾 壊斜 地	の制 境 地	の制 境 地	の制 壊地	の制 壊地	の 崩傾 壊地		の急 崩傾 壊地	の制 境 地	の制 壊地	の 崩傾 壊地		の制 境 地	の制 壊地	の制 壊地	の制 壊地	の制 境 地	の急 崩傾 壊斜 地
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり		次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり		次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
						l					I						l
一長	地長	地長	二水	一水	地水	三大	二大	一大	地大	—網	地網	二網	—網	地網	地江	一胡	地胡
一)地区 長浜A (二八七一-	地区 (一八七一)	地区 (〇九六六)	水羽荘 (二八四九 -	水羽荘 (二八四九 -	地区 水羽荘 (一八四九)	大元 (一八四八 -	大元 (一八四八 -	一)地区	大元 (一八四八)		地区 地区 (一〇〇七)	網之浦 (二八四七 -	一)地区	地区 網之浦 (一八四七)	地区 (一〇〇六)	一)地区	地区 (一八七〇)
一)地区 の崩壊 の崩壊	A					地(	地(	一) 地区 の崩壊 の崩壊	<u> </u>			N/	N/C	$\widehat{}$		地(区一	$\widehat{}$
上-	A (二八七二)	(〇九六六)	(二 八四九 ·	(二 八四九 -	(一八四九)	地(一八四八:	地区(一八四八・	地(一八四八:	(一八四八)	- 100	(4001)	(二八四七 -	(二八四七 -	(一八四七)	(一00六)	地区 (一八七〇 -	(一八七〇)
八七一- 急傾斜地 次の図	A (一八七一) 急傾斜地 次の図	(○九六六) 急傾斜地 次の図	(一八四九・ 急傾斜地 次の図	区 の崩壊 とおり(一八四九・ 急傾斜地 次の図	(一八四九) 急傾斜地 次の図	地区 の崩壊 とおり (一八四八・ 急傾斜地 次の図	地区 の崩壊 とおり (一八四八・ 急傾斜地 次の図	地区 の崩壊 とおり(一八四八・ 急傾斜地 次の図	(一八四八) 急傾斜地 次の図	〇〇七 - 急傾斜地 次の図	(一〇〇七) 急傾斜地 次の図	区 の崩壊 とおり(一八四七・ 急傾斜地 次の図	区 の崩壊 とおり (一八四七・ 急傾斜地 次の図	(一八四七) 急傾斜地 次の図	(一〇〇六) 急傾斜地 次の図	地区 の崩壊 とおり (一八七〇 - 急傾斜地 次の図	(一八七〇)   急傾斜地
ハ七一 - 急傾斜地 次の図の 長浜A ( )	A (一八七一) 急傾斜地 次の図の 長浜A (一八七	(〇九六六) 急傾斜地 次の図の 長浜B	区 の崩壊 とおり 二)地区(一八四九・ 急傾斜地 次の図の 水羽荘(一	区	(一八四九) 急傾斜地 次の図の 水羽荘 (一	地区 の崩壊 とおり (一八四八・ 急傾斜地 次の図の	地区 の崩壊 とおり (一八四八・ 急傾斜地 次の図の	地区 の崩壊 とおり 一)地区 (一八四八・ 急傾斜地 次の図の 大元 (一八四八	(一八四八) 急傾斜地 次の図	〇〇七- 急傾斜地 次の図の 網之浦 ( )	(一〇〇七) 急傾斜地 次の図の 網之浦 (一	区 の崩壊 とおり 二)地区(一八四七・ 急傾斜地 次の図の 網之浦(一	区	(一八四七) 急傾斜地 次の図の 網之浦 (一	(一〇〇六) 急傾斜地 次の図の 江之浦 (一	地区 の崩壊 とおり 一) (一八七〇・ 急傾斜地 次の図の 胡町	(一八七〇) 急傾斜地 次の図の 胡町

地区 (六〇七六 - 二) ポータ (元の七六 - 二)		圳地	:二 : : : : : : : : : : : : : : : : : :	杉之浦公民館 (六	地区 (一○一○)	七八・一) 地区	七八)地区 (一八	杉之浦 (一八七七)	地区 (一八七二)	多々良 (一四三〇	地区 (一八七四)	地区 (四四七六)	地区	緑町 (一四三〇三)	緑町 (一〇一五)	地区 (一八七五)	九・一)地区	九)地区(一〇〇	七四)地区
の急 崩線 地	の急 崩傾斜 地	崩壊	(値)	の急 崩傾 壊斜 地	の急 崩傾斜 地	の急 崩傾 壊科 地	の急 崩傾斜 地	の急 崩傾 壊科 地	の急 崩傾 壊斜 地	の急 崩傾斜 地	の急 崩傾斜 地	の急 崩傾 壊斜 地	の崩壊	急傾斜地	の急 崩傾 壊 地	の急 崩傾 壊斜 地	の急 崩傾 壊科 地	の急 崩傾 壊斜 地	の急 崩傾斜 地
と次 お図 の	と) おの り <u>図</u>	)   ā	おのし	と次 の図 の	と 次 の 図 の	と次の り の	と次 おの りの	と次 おの りの	と次 おの り図 の	と次 おの りの	と次 おの り の	と次 おの り図	とおり	次の図の	と次 おの り図 の	とおの の の	と次 の図 の	と次 の の	と次 の り の
地区 (六〇七六 - 二) ポニ金岡コーポ	七六	] (		〇七五)地区 杉之浦公民館 (六	地区 (一〇一〇)	七八・一) 地区	七八)地区(一八	地区 (一八七七)	地区 (一八七二)	多々良 (一四三〇	地区 (一八七四)	地区 (四四七六)		緑町 (一四三〇三)	緑町 (一〇一五)	地区 (一八七五)	九-一)地区	九)地区 (一〇〇	七四)地区 (六〇
の急 崩傾 壊斜 地	の急 崩傾 壊斜 地	崩壊	急 傾 斜 地	の急 崩傾 壊斜 地	の急 崩傾 壊斜 地	の急 崩傾 壊斜 地	の急 崩傾 壊斜 地	の急 崩傾 壊斜 地	の急 崩傾 壊斜 地	の急 崩傾 壊斜 地	の急 崩傾 壊斜 地	の急 崩傾 壊斜 地	の崩壊	急傾射地	の急 崩傾 壊斜 地	の急 崩傾 壊斜 地	の急 崩傾 壊斜 地	の急 崩傾 壊斜 地	の急 崩傾 壊斜 地
次の図のとおり	が の を さ も し		次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり		次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
七三 a) 地区	七二)地区(三	八)地区 (九〇	一)地区 一)地区	地区川(三七〇)	`	地/   区		$\exists$		利 ( ) ( )	~   ·	~   地 一   区	浦	   包ヶ浦 (二〇二二-	一) 地区	演	# 地流	浦 地	包ヶ浦 (一〇一一)
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	古石		と前に	急 の記録 場別 場別 場別 場別 地	急 の領 崩倒 壊滅	急崩りに	急崩線	急順線地	急傾斜地	の急 崩傾 壊斜 地	の急 崩傾 壊斜 地	の制度を対	りません。	急順 規 壊地	急 の急 傾 崩傾 壊斜 地 地
と次 の り の	と おの 図 の	と おの 図 の	とおり の の	とが おの り図 の	て とが か お の り の	でという	欠めり	欠しるのので	欠との対象の	欠 と おり り の	欠 と おりの	次の図の	次の図の	と次の図 の	と次 おの の	とが おり り り	וני וצ	次の図の	次 の 図 図 の の の の の の の の の の の の の の の の
七三a) 地区	七二) 地区	八)地区 (九〇	一)地区 (三七	地区川 (三七〇)	・ 地名			地区 ((・三ラ)	3   🗠	利 / A	$\frac{1}{2}$			二) 地区 包字浦 (二〇二二-	一)地区	地区流(二)			包字浦 (一〇一一)
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	五		上の調査・場合	急 の記録 場別 場別 場別 地	急 の領 崩(料 壊気	急崩りは、	急崩線に	急順線地	急傾斜地	の急 崩傾 壊斜 地	の急 崩傾 壊斜 地	の制作を対	朝崩に	急順線地	急 の急 傾 崩傾 く は ・ 地 ・ 地 ・ 地
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	が の の と む け			欠り回りにおり	欠の図の上おり	D   (図   [	欠の図のとおり	カー 図ー: カー・	の 図	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	0 2 3 4		の図のとお	次の図のとおり

杉の浦川支川 (九 土石流	杉の浦川支川 (九 土石流	七八隣) 地区 土石流	七八) 地区 土石流	b) 地区 土石流	a) 地区 土石流	七六隣d) 地区 土石流	七六隣c)地区 土石流	七六隣b) 地区 土石流	杉の浦川支川 (三 土石流	杉の浦川支川 (三 土石流	(三七五)地区 土石流	地区 土石流	七三隣c)地区 土石流	紅葉谷川中尾 (三 土石流	七三隣a) 地区 土石流	七三d) 地区 土石流	紅葉谷川中尾 (三 土石流	七三b) 地区 紅葉谷川中尾 (三 土石流
次の図の	とおりの	とおりの	とおりの	次の図の	次の図の	次の図の	とおり図の	次の図の	とおりのの	とおりのの	次の図の	次の図の	次の図の	次の図の	次の図の	とおり図の	次の図の	火の図の
	一○)地区 (九	七八隣) 地区		b) 地区 杉の浦川 (三七七	a) 地区 杉の浦川 (三七七	七六隣d) 地区	七六隣 c) 地区		七六隣a) 地区	七六)地区 (三	(三七五) 地区	地区 (三七四)	七三隣c)地区	七三隣b) 地区紅葉谷川中尾 (三	七三隣a) 地区紅葉谷川中尾 (三	七三d) 地区	七三c) 地区	七三b) 地区
	と次 お図 の	土石流		土石流	土石流	土石流	土石流		土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
	次の図のとおり	次の図のとおり		次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり		次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
			1															
		I	I						Ι	Ι	I							
a) 地区 加区	大元川 (九一六)	c) 地区 大元川 (九一五隣	b) 地区 大元川 (九一五隣	大元川 (九一五隣	大元川 (九一五d)	大元川 (九一五 c)	大元川 (九一五b)	大元川 (九一五a)	隣で)地区 11円	隣b) 地区 江の浦川 (九一四	隣a) 地区 八一四	上の第川 (九一四	コ)地区 (九一四	多夕良川 (九二二)	陽) 地区 多々良川 (九一一	c) 地区 (九一一	b) 地区	a) 地区 (九一一
地区 九一六	川   ① 九	区 九 五	地区(九一五	地区(九一五	川 (九二五	(九 五	川 九	九 五	河川 (九一	浦川 (九一	九	地浦区川(九一	地浦区川(九一	九 二	地良区川			
地区(九一六隣)	川 (九一六)	(九一五隣	地区 九一五隣	地区 九一五隣	川 (九一五d)	(九一五c)	川 (九一五b)	(九一五 a)	油区(九一四	) 地区 九一四	区 九 四	地浦区 九一四	地区 九一四	(九 二 三)	地区 九一一	九 二 一	九 一 一	九 一 一
地区 上石流 次川 (九一六隣 土石流 次	川 (九一六) 土石流 次	(九一五隣 土石流	地区 土石流 土石流	地区 土石流 とおり	川 (九一五d) 土石流 次	(九一五c) 土石流	川 (九一五b) 土石流	(九一五a) 土石流	)地区 土石流	)地区 土石流 とおり	区 土石流 次	地区 土石流 土石流	地区 土石流 次	(九二二) 土石流 次の図	地区 土石流	(九一一 土石流 次	(九一一 土石流 次の図	(九一一 土石流
地区 上石流 次川 (九一六隣 土石流 次	川 (九一六) 土石流 とおり 地区 大元川 (九一	区 (九一五隣 土石流 とおり c)地区 とおり t元川 (九一五	地区 とおり b)地区川(九一五隣 土石流 次の図の 大元川(九一	地区 とおり a)地区 との図の 大元川 (九一五隣 土石流 次の図の 大元川 (九一	川 (九一五d) 土石流 とおり 地区 大元川 (九一	(九一五c) 土石流 とおり 地区 大元川 (九一五	川 (九一五b) 土石流 とおり 地区	(九一五a) 土石流 とおり 地区	)地区 とおり 隣 (九一四 土石流 とおり 隣 (九一四 九一元 とおり	)地区 とおり 隣b)地区 ぶの図の 江の浦川 (九一四	区 (九一四 土石流 とおり 隣a)地区 にかっ	地区 とおり b) 地区 とおり b) 地区 に 人一四 土石流 との図の 江の浦川 (九一	地区 とおり a) 地区 とおり a) 地区 ぶの図の 江の浦川 (九一	(九二二) 土石流 とおり 地区 地区	地区 とおり 隣) 地区良川 (九一一 土石流 次の図の 多々良川	(九一一 土石流 とおり c) 地区	(九一一 土石流 とおり b) 地区	(九二二   土石流

隣 c) 地区	隣b) 地区 包ヶ浦川 (九一八	隣 a) 地区 包ヶ浦川 (九一八	地区 (九一八)	隣) 地区 多々良川 (九一三	地区 (九一三)	ー八) 地区 ドンドン川 (六六	隣b) 地区 長浜川 (六六三二	隣 a) 地区 長浜川 (六六三二	地区 (六六三二)	隣) 地区 包ヶ浦川 (九二〇	地区 (九二〇)	隣) 地区 (九一九	地区 (九一九)	〇) 地区 (六六二	九) 地区 (六六一	隣)地区 (九一七	地区 (九一七)	b) 地区 大元川 (九一六隣
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
と次 おの の	とおり の図の	と おり 図 の	とおり の の	と おの 図の	と お 図 の	と おの りの	と おり 図 の	と おの 図の	とおり の図の	とおり の図の	とおり の図の	と おの りの	と次の 切の の	と次の 切の の	と次 の の の	と次 の の の	と次 の の の	と次 の図 の
隣 c ) 地区 包ヶ浦川 (九一八	隣b) 地区 包ヶ浦川 (九一八	隣 a ) 地区 包ヶ浦川 (九一八	地区 (九一八)	隣) 地区 多々良川 (九一三	地区 (九一三)	ー八) 地区 (六六	隣b) 地区 長浜川 (六六三一	隣a) 地区 長浜川 (六六三一	地区 (六六三一)	隣) 地区 包ヶ浦川 (九二〇	地区 (九二〇)	隣) 地区 (九一九	地区 (九一九)	〇) 地区 (六六二	九) 地区 (六六一		地区 (九一七)	b) 地区 大元川 (九一六隣
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
				四四	=	<u> </u>		_	下 7k	島	広駅	広皇						

八)地区(五〇五	七隣)地区	七c)地区	七b)地区	七a) 地区
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
とおりの図の	とおりの	とおりの	とおりの	とおりの
八) 地区 大砂利川 (五〇五	七隣)地区	七c)地区	七b) 地区 大砂利川 (五〇五	七a) 地区
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり

|島県広島地域事務所建設局廿日市支局に備え置いて縦覧に供する。| 各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木部土木整備局砂防室及び

# 島県告示第六百六十五号

△水道の事業計画の変更を認可した。 □県告示第三百四十六号広島圏都市計画下水道事業 (広島平和記念都市建設事業) 広島公共都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定によって、平成十八年広

平成十八年六月二十六日

広島県知事

藤

田

雄

Щ

## 施行者の名称

広島市

広島圏都市計画下水道事業 (広島平和記念都市建設事業) 広島公共下水道都市計画事業の種類及び名称

昭和二十六年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

事業施行期間

### 四 事業地

収用の部分

使用の部分

変更なし

目、あさひが丘九丁目、海老山南一丁目、および海老山南二丁目を加え、同事業地のう丘四丁目、あさひが丘五丁目、あさひが丘六丁目、あさひが丘七丁目、あさひが丘八丁可部町大字南原、あさひが丘一丁目、あさひが丘二丁目、あさひが丘三丁目、あさひが丘二丁目、安東七丁目、伴西一丁目、伴西二丁目、伴西三丁目、伴北七丁目、狩留家町、平成十八年広島県告示第三百四十六号の事業地に、戸坂尾長台、古田台一丁目、古田

ち 字下小深川、 畑賀三丁目、中野二丁目、中野三丁目、中野四丁目、中野六丁目、中野東一丁目、 南一丁目、 町二丁貝 温品四丁目、 および五日市町大字石内地内において事業地を変更する。 東七丁目、瀬野二丁目、瀬野五丁目、上瀬野町、 丁目、矢野東七丁目、矢野西五丁目、矢野南一丁目、中野東町、 亀山南二丁目、亀山南三丁目、亀山南四丁目、 安六丁目、 山根町、福田五丁目、 口田南三丁目、口田南九丁目、可部町大字上町屋、大字上原、三入七丁目、三入南二丁 古江上二丁目、八木三丁目、川内二丁目、緑井三丁目、大町西一丁目、上安五丁目、上 可部二丁目、可部三丁目、可部八丁目、可部東五丁目、亀山八丁目、亀山南一丁目、 沼田町大字伴、 南吉島一丁目、馬木二丁目、温品町、温品五丁目、 上安町、 落合南二丁目、落合南四丁目、落合南五丁目、落合南六丁目、落合南七丁目、 竜王町、 戸坂桜上町、戸坂出江一丁目、中山中町、 大字下河内、 一己斐上四丁目、己斐上五丁目、山田町、田方二丁目、古江上一丁目、 深川四丁目、 長束西一丁目、長束町、大塚西三丁目、 福田六丁目、 藤の木二丁目、五月が丘四丁目、 深川六丁目、深川八丁目、 黄金山町、 船越町、船越二丁目、矢野町、矢野東四 楠那町、 上瀬野二丁目、五日市町大字皆賀、 温品六丁目、上温品二丁目、上 丹那新町、 中山西二丁目、 小河原町、 大塚西六丁目、大塚西七丁 城山一丁目、坪井三丁目、 瀬野南町、 出島二丁目、三滝本 牛田旭二丁目、 上深川町、 畑賀二丁目、 落合 中野

公

定非営利活動法人から定款変更認証申請があった。 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第三項の規定によって、 次の特

平成十八年六月二十六日

広島県知事 藤 田

雄 Ш

会 動法人 を 立な ぐ 育成 所 に 非 営利活	動法人の名称 特定非営利活
西山 千 秋	名表者の氏
号目三広島 一古町南 番二丁 二丁市	の所在地 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
を図ることを目的とする。 との法人は、知的発達にこの法人は、知的発達に この法人は、知的発達に この法人は、知的発達に この法人は、知的発達に この法人は、知的発達に この法人は、知的発達に この法人は、知的発達に この法人は、知的発達に この法人は、知的発達に この法人は、知的発達に この法人は、知の発達に この法人は、知り発達に この法人は、知り発達に さい この法人は、知り発達に さい この法人は この法人と この法人は この法人 この法人は	定款に記載された目的
更 更 員 数 の 変	内容変更の
六平 月成 一 六八 日年	申請年月日

東広島市高屋町小竹土地改良区から次の役員が就任及び退任した旨の届出があった。 平成十八年六月二十六日

広島県東広島地域事務所長 日 當 康

典

(就任役員

監事 理事 職名 監事 理事 職名 (退任役員) 氏 德 Щ 丸 若 古 影 酒 腰 横 Щ 丸 若 兼 古 田 村 Ш 永 田 村 森 Ш 永 井 本 森 Ш 宮 井 本 Щ 本 本 пh 博 博 太 辰 満 太 辰 満 慶 貢 男 明 悟 文 郎 夫 名 貢 男 文 明 悟 文 郎 夫 名 文 積 東広島市高屋町造賀七七二二 東広島市高屋町造賀七七二二 住 住 七九八一 七九八一 = 七一八五 七二四三-一三九四 = 七八九五 一三九四 八九三八 七八九五 七一八五 七二四三-八三五八 八三五八 八九三八 一四七〇 六四一 六四 所 所

東広島市土地改良区から次の役員が退任した旨の届出があった。

一四七〇

平成十八年六月二十六日

(退任役員)

広島県東広島地域事務所長 日 當 康

典

検番

宝号

6P0375

6P0348

 $\infty$ 

6P0371

미

 $\vdash$ 

回

 $\vdash$ 

∞ I m

Ξ× チャアプラ

回

 $\vdash$ 

14

回

6P0352

믜

 $\vdash$ 

ぱめんこ逆 蒸機

スして ステストサウション

豊丸産業株式会社 代表取締役 永野 裕豊 (名古屋市中村区長戸井 町三丁目12番地)

14

回

6S0119

回

 $\vdash$ 

回胴式遊技 機

パチスロ タイコウ キ

株式会社ラスター 代表取締役 河田 節子 (東京都台東区台東四丁 目13番21号)

14

回

6P0329

回

回

 $\vdash$ 

回 Н

11

回

理事

職名

山氏

本

夫 名 住

東広島市西条町福本三九九

所

広島県公安委員会告示第48号 次の遊技機は,

則第4号。以下「規則」という。) 第6条に定める技術上の規格に適合していると認めるの 規則第9条第1項の規定により告示する。 平成18年6月26日 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規

広島県公安委員 炒

委員長 메 书 巡  $\mathbb{H}$ 

~	١ - ٥٠	1 1
o H	告示の日 (平成18年 6 月 26日) から 3 年間	検定の有効 期間
o H	ぱちんこ遊 技機	遊技機の 種類
CRチューリップ	C R 新大 江戸日記 S C F	型式名
l H	株式会社ニューギン 代表取締役 新井 悠司 (愛知県名古屋市中村区 鳥森町三丁目56番地)	申請者名(住所)
左回	在同	製造業者名(住所)

6S0246	6P0327	6P0373	6P0378	6P0400	6P0331
<u>а</u> Ь	o h	a F	o h	o h	o F
回胴式遊技機	o h	<u></u>	<u></u>	<u></u>	<u></u>
クープ リレー ソン× サブマ	O R U V グ I B M M M M M M M M M M M M M M M M M M	C R ガッツマント S T V A	C R やす しきよし 555	CRやす しきよし 333	CRやす FS FS
株式会社エレコ 代表取締役 福田 貞夫 (東京都江東区有明三丁 目1番地25)	a F	サミー 株式会社 代表取締役 - 片本 通 (東京都豊島区東池袋三 丁目 1 番 1 号サンシャイ ン60)	□ H	□ F	同 上
在回	并回	左同	分回	Ĥ O	左同

広島県公安委員会公告第61号

するので、技能検定員審査等に関する規則 (平成6年国家公安委員会規則第3号。 道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号イの規定による審査を実施 という。) 第2条の規定に基づき、次のとおり公示する。 以下「規

平成18年6月26日

広島県公安委員 似

委 員 長 畍 刦 滔

#

審査の種類 (曹田二)

2 審査の期日

8

技能検定員審査

技能検定員審査 (大型・大特・牽引)

審査の種類

滔

 $\mathbb{H}$ 

ω

審査の場所

平成18年7月27日

審査の期日

広島市佐伯区石内南三丁目 1 番 1 号

則」という。) 第2条の規定に基づき,次のとおり公示する。 するので、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規 5 ω 広島県公安委員会公告第62号 3 道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号イの規定による審査を実施 審査の申請手続等 審査の方法 審査の場所 平成18年6月26日 A 道路交通法第99条の2第4項第2号の規定に係る者 審査対象者 広島市佐伯区石内南三丁目 1 番 1 号 平成18年7月26日 規則第4条に規定する方法により実施 申請に必要な書類 申請書等の提出期限 申請書等の提出先 平成18年7月19日 **広島県警察本部交通部運転教育課長** 広島県運転免許センター 技能検定員審査申請書 (写真及び審査手数料貼付のもの) 履歴書 技能検定員等審査手数料計算表 運転記録証明書 自動車運転免許証の写し 技能検定員資格者証等を有している者はその写し 広島県公安委員 歩 見 気 剛 άk 山﨑 <u>一</u> 山画 山画 闽 书

広島県運転免許センター

道路交通法第99条の2第4項第2号の規定に係る者

G 審査の方法

規則第4条に規定する方法により実施

申請に必要な書類

技能検定員等審査手数料計算表

自動車運転免許証の写し

履歴書

申請書等の提出先

**広島県警察本部交通部運転教育課長** 

申請書等の提出期限

平成18年7月20日

3

審査対象者

4

審査の申請手続等

技能検定員審査申請書 (写真及び審査手数料貼付のもの)

技能検定員資格者証等の写し

2 運転記録証明書

1)

1 1 1 1